

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、上野、たけいし両委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、市の総合企画及び男女共同参画に関する事項についてを議題といたします。（１）令和６年度旭川市男女共同参画に関する意識調査の実施について、理事者から報告願います。

○片岡女性活躍推進部長 令和６年度旭川市男女共同参画に関する意識調査の実施について、御報告申し上げます。

本調査は、男女共同参画社会基本法に定める市町村計画の策定の前年度に実施しているものです。来年度、令和７年度に策定予定の（仮称）あさひかわ男女共同参画プランの基礎資料といたします。市民や事業者の意識や実態を調査し、本市の男女を取り巻く様々な事項について、現状や新たな課題等を把握し、男女共同参画社会の形成を推進する施策や事業を充実してまいります。

調査の内容についてです。前回、５年前の調査項目に加えて、女性活躍推進法や女性支援新法で強化していく項目や、性の多様性、防災、災害時対応などを追加しています。また、これまで市民を対象に調査を実施してまいりましたが、平成２７年に成立した女性活躍推進法に基づき、女性の就業生活の推進を測定する項目のほか、職場の風土、それから、従業員の意識を含めた職場環境の実態や意識を確認するため、今回は、事業者を対象とした調査も併せて実施いたします。

実施方法についてです。調査期間は、９月３日から３０日までの約１か月間、調査対象は、市内に在住する１８歳以上の男女各１千名の合計２千名と、旭川商工会議所議員１００者です。調査票を郵送し、回答は、郵送または電子フォームのいずれかで受け付けます。

調査実施後は、１１月頃までに集計や分析など調査結果を取りまとめ、１２月中に結果を公表する予定です。

以上、御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、２、地方行財政に関する事項についてを議題といたします。（１）電子入札・契約の導入について、理事者から報告願います。

○松本総務部総務監 電子入札・契約の導入について、その概要と予定しておりますスケジュールにつきまして御報告させていただきます。

お配りしております資料であります。１ページ目が、本日御報告させていただきます説明の概要、２ページ目が、入札に関わる手続の流れについて、現状と電子入札及び電子契約導入後とを比較したポンチ絵となっております。

資料の１ページ目を御覧ください。上段に記載しておりますとおり、本市では、総務部契約課と水道局で発注いたします建設工事、設計委託、測量委託などを対象とする電子入札及び電子契約について、来年、令和７年４月からの実施に向け手続を進めております。

初めに、電子入札について御説明いたします。資料2ページ目のポンチ絵を御覧ください。まず、現在の入札方法につきましては、中央の矢印の左側、現状と書いてありますが、工事の発注情報を市のホームページで確認していただき、入札に参加しようとする工事等の設計図書を購入の上、工事等の価格を算出した後、入札書を作成し、本市へ郵送するという手続で進めております。続きまして、資料中央の矢印の右側を御覧ください。電子入札導入後の手続についてであります。発注情報につきましては、資料の1ページ、説明の概要にも記載してありますとおり、本市は北海道と同じシステムを使用しますので、現在、北海道が使用している北海道電子自治体共同システム内の電子調達ポータルサイトで入札公告情報を確認していただくこととなります。次に、設計図書につきましては、本市が構築する設計図書のダウンロードサイトから必要なデータを無料でダウンロードしていただくこととなります。設計図書のダウンロード後は、この設計図書に基づき、工事等の価格を算出し、電子調達ポータルサイト内の電子入札システムから入札を行っていただくという流れになります。なお、この電子入札を行うためには、認証局が発行する認証カードが必要になりますが、既に北海道の電子入札に参加されている事業者が取得している認証カードについては、そのまま使用することができるものとなっております。

以上、本市が導入を進めております電子入札の概要となりますが、この電子入札につきましては、設計図書のダウンロード方法が北海道と若干異なることとなりますが、おおむね北海道が行っている電子入札に準じた形となります。

次に、電子契約についてですが、現在、導入するシステムについては検討中ではありますが、事務手続につきましては、どのシステムを導入しても、次のような流れになるものと考えております。資料の1ページ目、中ほどより下、契約の流れのイメージと書いてあるところを御覧ください。まず、本市が契約書の案を電子契約システムにアップロードいたします。次に、契約書案がアップロードされたことが、システムから落札事業者にメールで通知され、この通知を受信した落札事業者はメールに記載されているシステムのアドレスにアクセスし、契約書案を確認していただくこととなります。落札事業者は、確認した契約書案の内容で問題なければ、システム上で承認し、この一連の手続で電子契約の完了となり、契約が成立することとなります。この電子契約につきましては、インターネットと電子メールが使える環境さえあれば使用できる仕様を予定しております。資料の2ページ目、右下にも記載しておりますとおり、この電子契約システムを導入することで、紙媒体による契約書ではなく、電子データによる契約行為であることから、事業者においては、印紙を購入し、契約書に貼付するといった印紙税を負担する必要がなくなります。

次に、今後のスケジュールについてでございます。1ページに戻っていただき、資料の1番下、スケジュール（予定）を御覧ください。現在、旭川市の仕様にに基づき、システム事業者が電子入札システムの環境設定等の作業を行っており、あわせて、市におきましては、関係規則や入札に関する要綱等の見直しについて作業を進めております。また、年内には事業者向け説明会の実施や操作方法の動画配信を予定しており、来年2月頃からは、動作確認等のため、試行的に電子入札と電子契約を実施した後、来年4月から、総務部契約課と水道局で発注する工事や設計委託等の業務全てについて、電子入札及び電子契約を導入する予定としております。

以上、電子入札・契約の導入についての御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、電子入札・契約の導入について報告を受けたところです。来年4月からということでありました。私、昨年10月にこの総務常任委員会の副委員長班で、奈良県生駒市にこのテーマで視察を行ってきたことから、何点か伺いたいなと思っています。

まず、電子入札・契約を導入する目的について、改めて伺いたいと思います。

○登野総務部次長 電子入札及び電子契約は、入札・契約事務における公平性、透明性及び事業者の利便性向上等のため導入するものでございます。

○まじま委員 今、答弁いただきましたように、電子入札・契約の導入で、公平性や透明性、事業者の利便性向上が図られるということでありました。

それで、生駒市においては、この導入に当たって実証実験を行っているという報告を受けています。旭川市においては、そうした事前調査は行われているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○登野総務部次長 今回導入するシステムとしましては、電子入札システムと電子契約システムの2つのシステムを導入することとしております。

まず、電子入札システムにつきましては、複数のシステムベンダーから資料の提供を受け、システムの内容を確認してきております。

また、電子契約システムにつきましては、令和3年度に、1社のシステムベンダーが提供するシステムについて実証実験を行い、その後も、複数のシステムベンダーから資料の提供を受け、導入するシステムの検討を行ってきているところでございます。

○まじま委員 今の答弁ですと、電子入札のほうは、複数の会社から資料の提供を受けているということと、契約のほうについても、令和3年度に1社から提供を受けて実証実験を行ってきたということでありました。

生駒市というところを選んだ塩尻副委員長は、きっと、電子入札・契約に対して、早い対応が必要だという認識を持っていたんだと思います。

それでは、旭川市においては導入が来年の4月、こうなった理由、これまで導入ができなかった理由について伺いたいと思います。

○登野総務部次長 電子入札の導入につきましては、平成16年度より検討を行ってまいりましたが、導入するという判断に至らなかった理由を挙げさせていただきますと、1つ目として、事務処理の効率化の点で、本市の建設工事等の入札につきましては、平成19年度に事後審査型の郵便入札を導入して以来、郵便入札の対象拡大を進め、入札参加者の移動コストの低減及び利便性の向上を図るとともに、事務処理の効率化を進めてまいりましたので、電子入札を導入することによる事務処理の効率化の費用対効果は低かった状況でございました。2つ目といたしまして、入札参加者の利便性の点で、既に、国や北海道等の電子入札に対応した本人認証用のICカードを取得している事業者につきましては、特に新たな経費負担をせずに電子入札に参加することが可能となりますけれども、それ以外の事業者に対しては、新たな負担を求めるか、もしくは、電子入札が未対応の事業者のために紙の入札会場も別に設ける必要がありますことから、入札に参加するための移動コストや、入札会場で入札終了まで拘束されるといったことが再度発生してしまうことになり、全ての市内事業者の利便性向上は難しいと考えておりました。

以上のようなことが、電子入札を導入するという判断に至らなかった理由となります。

○まじま委員 費用対効果が低かったというふうな認識があったのかなということなんですけども、今回、導入に当たって、どのくらいの費用がかかるのかお示しをいただきたいと思います。

○登野総務部次長 導入費用についてでございますが、令和6年度の予算額で申し上げますと、まず、電子入札システムに係る経費といたしまして、電子入札システムの初期導入及び改修費に874万5千円、利用料に95万7千円、設計図書等提供システムの利用料に22万円、財務会計システムの改修費に609万6千円の合計1千601万8千円、電子契約システムに関わる費用といたしまして、システム導入及び利用料に25万2千円、その他、ICカード等の導入や事業者説明会の開催等に係る経費といたしまして43万3千円、事業費全体では1千670万3千円となっております。

○まじま委員 1千600万円を超えるお金がかかるということで、大変というか、結構なお金かかるんだなということが分かりました。先ほど、導入してこなかった理由というのも示していただきましたけれども、今日のこの資料の2ページ目を見ていると、左側の現状と右側の導入後、導入後は、発注情報を提供して、設計図書をダウンロードしていただくと。そして、入札に入ってもらって、そこでうまく金額が合えば契約という、4段階になるのかなと思いますけれども、電子入札されることで、競争性、透明性の向上が図られると記されていますが、図だけではよく分からないところもあって、具体的にお示しをいただければというふうに思います。また、事務の効率化の部分では、どこが効率化されるのか、あわせて、コストの削減にどうつながっていくのかお示しをいただきたいと思います。

○登野総務部次長 まず、競争性、透明性の向上についてでございます。競争性につきましては、これまでも、条件付一般競争入札の実施によりまして、多くの事業者に入札に参加をしていただいておりますけれども、電子入札システムを導入することで、さらに多くの事業者に入札へ参加いただけるのではというふうに期待をしているところでございます。

また、透明性につきましては、システムを使用することにより、マニュアル等で入札から開札までの流れが明確に示されることから、さらに入札に関する透明性が確保されるものと考えております。

次に、事務の効率化についてでございますが、市では、開札作業の簡素化を図ることができるものと考えており、事業者側では、入札書の郵送作業が不要になることとなります。この効率化により、市では、職員の開札業務時間の短縮に伴う時間外労働時間の短縮、事業者側においては、入札書の郵送代の負担が不要になるというコスト削減が期待されるところでございます。

○まじま委員 事務の効率化という点では、職員の時間外労働の削減につながるのか、事業者の立場に立てば、今述べられたように、入札書の郵送の負担が不要になるということにも触れられていました。電子入札というこのシステムを導入することによって、事業者側には、ほかにどのような経済的な効果があると考えられるのかお示しをいただきたいと思います。

○登野総務部次長 事業者からは、これまで郵送で入札書を送付いただいておりますけれども、電子入札システムにより郵送が不要となりますことから、1通当たり約460円の郵送料が不要となるほか、設計図書の購入費用1件当たり770円の負担が不要となり、事業者全体で見ますと、年間で総額約500万円の負担が軽減されるものと想定をしております。

また、電子契約システムで契約を行うことにより、印紙の貼付が不要となることから、例えば、3千万円の工事であれば1万円の印紙税、6千万円の工事であれば3万円の印紙税の負担が軽減されることとなり、令和4年度の実績から想定いたしますと、事業者全体で年間約400万円の印紙税の負担が軽減されるものと見込んでおります。

○まじま委員 結構な金額が軽減されるということですが、印紙税のほうは逆に、もう印紙税が旭川市に入らないということにもなるわけですね。（発言する者あり）あ、国税か。それをどう見るかという部分があるということでした。

それで、次に移りますけども、契約の流れを見ると、インターネット環境を使用するということになっています。様々な手法があるというふうに思いますが、インターネット環境を使用する手法を選択した理由は何でしょうか。インターネット環境を使うということになれば、もちろんそのセキュリティの面の心配も出てくると思いますが、セキュリティについてはどのようなお考えをお持ちなのかお示しをいただきたいと思います。

○登野総務部次長 電子契約の手法といたしましては、システムベンダーが管理する電子契約システムに、市側は地方公共団体が使用する専用回線であるLWAN回線でシステムにアクセスをし、事業者側はインターネット回線を使用してシステムにアクセスする方法を想定しておりまして、ネットワーク上で分離されることから、安全性が確保できるものと考えております。電子契約システムにおけるセキュリティにつきましては、使用する電子契約システム内で構築されているものと認識をしております。

○まじま委員 地方公共団体が使用する専用回線ということで、今、LWANという手法、回線のことを述べていただきました。これは、J-LISが管理しているというふうに聞きました。様々な情報がJ-LISに集中されていくのはどうなのかなというふうな懸念もあるところですが、今回は特に触れずに、次に移りたいと思います。

資料の2ページ目にあるように、建設工事等、400件ぐらいのところから始めたいということでありましたが、電子入札は、業務効率化に資するものの、例えば、談合防止には万能ではないというような通知を過去には総務省が出したこともありました。この点について、どのような見解を持っているのか伺いたいと思います。

○登野総務部次長 本市におきましては、談合防止を含めた入札制度の適正な運用の観点から、工事等の発注に当たっては、原則として条件付一般競争入札で実施するとともに、入札に当たっては、事業者が一堂に会することのない郵送方式により実施してきているところでございます。電子入札システム導入後におきましても、条件付一般競争入札を原則とし、より多くの事業者に入札へ参加していただくことによって、抑止力が高まる可能性があるものと考えておりますが、万が一、談合情報が市に寄せられた場合には、寄せられた情報の内容に応じまして、適切に対応してまいります。

○まじま委員 このテーマで最後にしたいと思うんですけど、建設工事等、約400件からスタートするということでした。視察に行った生駒市では、土地の賃貸借契約などの賃貸借系に関するものや、業務委託・請負に関するもの、協定書など多岐にわたっているという報告をいただきました。旭川市においても、この建設工事から始まって、順次、広げていくことになるのかなというふうに思います。電子入札・契約の導入後の安定運用をしていくためには何が必要と考えているのか、今時点の考えをお聞きして、質疑を終わりたいと思います。

○登野総務部次長 電子入札及び電子契約ともに、本市においては初めて取り組むものでございますが、いずれについても円滑に実施することが必要でございます。まず、契約課において、契約締結事務を一元的に管理している工事等で、担当職員がシステム操作などについて習熟し、システムを運用していくことが重要であると考えております。他の業務で利用することにつきましては、実際にシステムを運用した結果を基に、問題点や留意する点がないかなどを整理して、利用拡大に当たったの検討を行う必要があるというふうに考えております。

○えびな委員長 ほかに、御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前１０時２６分